

[特別賞]

「民泊」で起きた 性犯罪否認事件の弁護活動

李世燦 り・せちゃん 東京弁護士会・68期

民泊先で起きた「性犯罪」事件

1 沖縄で盛んな民泊事業

Aは、沖縄県在住、妻B、娘2人との4人暮らしである。

沖縄では、今話題の「民泊」が盛んである。沖縄の宿泊施設は、より多くの民泊客を獲得するため、修学旅行生用の民泊体験コースを提供している。宿泊施設はあらかじめ、民泊を受け入れてもいいという民家を数十～百数十世帯用意し、学校から民泊ツアーの申し込みがあると、各民家に3～5人の生徒を割り振って宿泊させていた。

Aは、沖縄の宿泊施設「C荘」に、自宅を民泊民家として登録していた。Aは、過去数回、C荘を通じて修学旅行生を自宅に宿泊させた経験があるが、とくに問題があったことはない。

2 突然の逮捕

Aは、2018(平成30)年5月、C荘の仲介で、修学旅行で沖縄に来た東京都の高校の女生徒4名を、2泊3日間、宿泊させた。女生徒4名は、A宅で2泊3日過ごし、各種イベント等も滞りなく終え、何の問題もなく東京へ帰った……かに見えた。

東京に戻って約1週間後、女生徒4名のうち1名(V)が、都内の警察署に、概要、以下のような被害事実を申告したのである。

一泊目の夜中に、Aにいやらしい事をされた。夜中3時以降、みんな寝静まり、リビングに、私とAの二人だけになった。私はリビングのソファでウトウトしていたが、明け方5時ごろ、突然Aにキスをされ、舌を入れられ、抱きしめられ、お尻を触られた。それにより目覚め、寝室に逃げ込んだ。

被害申告から2カ月後、Aは、都内の警察に、準強制わいせつ容疑で通常逮捕された。沖縄の弁護士では接見もままならないということで、私に弁護活動の打診が来た。被疑事実の現場が沖縄なのに、東京の弁護士の私が適切な弁護をできるのかという不安はあったが、急を要するというので、とにかく話を聞こうと、その日のうちに接見に向かった。

初回接見

接見したところ、Aの弁解は次のとおりで、被疑事実を完全否認した。

まったくの事実無根。たしかに民泊初日の午前3時以降、リビングに、Vと私だけが残る時間帯があったが、わいせつな行為などしていない。民泊ホストは、ゲストがみんな寝るのをしっかり確認してから寝る、という暗黙のルールがあったので、私は、最後に残ったVが寝るのを、リビングで待っていた。Vは二人きりになった後、身の上話や悩みを私に話し始めたので、聞いてあげていた。1時間半ほど話した、明け方4時半ごろ、Vは、私に近づき、私の肩に頭を置いてきた。子どもをあやす感覚で頭をなでてあげたが、それ以上のことはしなかった。5時頃、もう寝た方がいいとVに促し、寝室に行かせた。

弁護方針

1 最初の見通しは最悪

初回接見で受けた率直な第一印象は、「これはかなり厳しい事件だな」であった。まず、A宅のリビ

グで起きた事件であり、Aの弁解を裏付けるカメラ等の客観的証拠は見込めない。しかも、A宅に泊まったVら女生徒4名は、元々仲がよい友人グループであり、悪い想像をすれば、Vらが口裏を合わせて、「被害を受けました」「私もそれ見ました」などと申告している可能性もあった。さらに、Aの妻Bによると、Aの逮捕日、警察官が、「見ていた人がいるんですよ」と言っていたらしい(ただし、3人のうち、誰が「見ていた」のか、まではこの時点ではわからなかった)。

このまま起訴されれば、Aの弁解は完全に無視され、「いたいけな17歳の少女(たち)が嘘をついてまで人を陥れるはずがない」と言って有罪、否認しているから実刑判決、という最悪の流れが頭をよぎった。性犯罪はその性質上密室で行われるので、被害者証言は最大の有力証拠として重視され、よほどの矛盾や破綻がない限り、公判で信用性を崩すのは難しい。

そのうえ、否認事件のため、保釈が認められない可能性も高く、初回接見時点で、半年の身柄拘束は覚悟しなければ、と説明しなければならなかった。仕事も家族もあるAにとってはそれだけで大打撃であり、Aの絶望する顔は見ていて辛かった。

2 手さぐりの弁護方針

とはいえ、事件当時、V以外の生徒は、犯行現場とされるリビングの隣室で寝ており、Bも同じ家の中にいて、夜中トイレに行くためにリビングを通ることもよくあったという。何かの拍子にBやV友人に容易に見られうる状況で、Aが上記のような行為に走るとは、にわかには信じられなかった。また、Aの弁解に不自然な点もなかった。

また、B曰く、「Vは、3日間ずっとAを『お気に入り』の様子で、Vから積極的にAに近づいていた。Vの友人3名も、その様子を見て、Vをはやし立てていた」とのことであり、具体的には、Vは2泊3日の期間、以下のような行動を取っていたという。①車での移動時、毎回率先してAの隣(助手席)に座った。②2日目の夜にバーベキューをした際、バーベキュー会場までの移動時、Vの方からAと腕を組み、自分の隣の席に座らせた。③バーベキュー中も終始、AとVは隣に座り、楽しそうに話していた。④バーベキュー時、肌寒いというAに、Vが上着を貸してあげた。な

どなど。

性犯罪被害者は、被害後被害申告をしない、加害者に通常どおり振る舞うなど、一見、被害事実と矛盾する行動をとることがあるのは知っていた。しかし、AやBから聞いたVの行動は、「通常通り振る舞う」レベルではなく、それを超えた「好意」による行動に見えた。また、男性の私が女性心理を想像するには限界があるかもしれないが、Vが、加害者と腕を組み、上着を貸すなど、いわば肌を直接・間接に接触させる行為までしていることに疑問を感じた。このVの行動は、Vの被害申告と整合せず、むしろAの弁解と整合するように思った。

したがって、完全に手さぐりではあったが、まずは、V供述弾劾のため、Vの上記行動を裏づける証拠の収集を目標とした。

3 何としても不起訴に

その第一目標は、Vの友人ら3名である。彼女らの供述の詳細は不明だったが、全員が「グル」とは限らないし、上手く接触すれば、Vの民泊中・民泊後の言動について有利な供述をとれる可能性があった。それに、もし口裏合わせをしていても、崩すなら友人からである。そもそもその「目撃者」は、遅くとも3時には寝室に行ったはずなのに、そこから2時間後の数秒程度の犯行をたまたま見ていたことになるため、この目撃証言には不自然な点があった。その目撃者と会えて、この疑問をぶつける等して供述を崩せれば、おそらく起訴前に決着をつけられる。起訴後によく開示される供述調書を検討していたのでは、Aの起訴と長期の身柄拘束は回避できないし、無罪にできるとも限らない。だから何としても起訴前に、V友人らに会い、そして不起訴にしたかった。

V友人らへのアプローチ

しかし結果的に、V友人らからの事情聴取はできなかった。

警察からの連絡先提供はまず無理なので、Bと手分けして深夜までインターネットで検索し、Vと友人3人のSNSアカウントを割り出した。そして各アカウントに、「話を聞きたい」とBからメッセージを送ってもらった。しかし、3人中2人は返信なし、2日後に

ようやく一人から「警察に全部言ったので警察に聞いてください」「警察にしゃべるのを止められています」という返事がきただけだった。学校にも生徒との面談を打診したが、「できません」と一蹴。ダメもとで、様子見を兼ねて学校の校門前まで行ったところ、偶然、Vの友人の一人が校門前を通りかかった。意を決して声をかけたが、校舎内に逃げ込まれ、学校に抗議されたため、退散せざるをえなかった。

警察は彼女たちの供述内容をすべて知っているのに、こちらはその内容を知ることすらままならない。起訴前弁護の証拠収集の難しさを、嫌というほど痛感した。

告訴状の提出・警察からの捜査情報開示

勾留7日目、AやBと相談し、Vを虚偽告訴罪で告訴することにした。こちらは絶対やってない、だからとことんやる、という意志を見せ、また、警察に対する「Vの供述は嘘かも知れないという目で、もう一回捜査してほしい」というメッセージでもあった。もちろん、AやAの家族たちの「Vを許さない」という本心でもあった。

告訴状をもってAの家族らと一緒に、Aの勾留されている警察署に行き、「Aの件で虚偽告訴で告訴したい」というと、ものすごく嫌な顔をされた。少年課への面談を希望したが拒絶され、押し問答していると、Aの捜査を担当している刑事が出てきた。

すると、意外にもこの刑事が、さまざまな捜査情報を開示してきた(後述)。捜査情報をここまで明かすのは異例に思われた。後から想像するに、V友人らに接触しようとしたことに関し、学校側から「警察が何も教えないせいで弁護士がうるさい」と苦情があったのではなかろうか。Vの友人たちには結局会えなかったが、これが意外なところに効いたのかも知れない。

この面談で、主に次の情報が開示された。①Vの友人3人は、犯行を目撃していない。直接証拠はV供述だけである。Bに「見ていた人がいる」と語った警察官は勘違いしていたと思う。②Vは、修学旅行から戻って約1週間に警察に被害申告しているが、その被害申告前に、同級生の友人男性と、先輩女性(すでに卒業)に、被害事実を打ち明け、相談して

おり、その記録が残っている。③民泊中、Vが何かされたらしいという噂が学校内で流れた。しかしVは、その噂が広まる前に友人らに②の相談をしている。そのため警察は、Vの被害申告は信憑性が高いと判断した。④Vが被害後、「普通に」過ごしていたことは警察も把握している。捜査し、その疑問を解消してから逮捕した。Vの被害申告を最初から鵜呑みにしたわけではない(この時の警察のセリフは「バレないように必死だったんでしょ」)。⑤逮捕前に、V、V友人ら3名、Vが相談した男性友人と女性先輩、計6名から事情聴取している。6人から事情聴取すれば、通常の捜査としては十分と考える。

まず目撃者がいないのは朗報であった。逮捕日にBと話した警察は勘違いしていたらしい(そんなざんげな認識で一人一人逮捕したのかと脱力したが)。今思うと、警察は、この情報の開示により、私のV友人らへのアプローチを諦めさせるのが一番の目的だったように思う。

また、警察は、2日目以降、Vが「普通に」過ごしていたことを認識し、その疑問を乗り越えたうえで逮捕に及んでいるようだ。いいニュースではないが、重要な情報である。

結局、証拠構造は、V供述と、Vが直後に被害相談したなどの補強証拠だけということがわかった。Vの被害供述に対する疑念を検察官に抱かせることができれば、不起訴にできるかもしれないと考えた。

ケースセオリー

警察によると、修学旅行後、生徒内でVの被害事実が噂になり、その噂を教師が聞きつけ、教師が親に報告して親が激怒、その後Vが警察に被害申告、という流れらしい。

警察は面談で、「Vは、学校で噂になる前から友人らに被害事実を相談しています。噂になってから申告したんじゃないですよ」と、噂になる前から相談していたという事実を、V供述を補強する根拠としていた。しかし、私はむしろ逆の印象を持った。友人に嘘の被害事実を言う方が、警察に被害申告するよりも精神的ハードルはぐっと低い。嘘の被害事実を知り合いに言う心理は、見栄を張るため、同情を買うため、気を引くためなど、いろいろ説明ができる。

しかもその友人や先輩は、同じ学校の生徒と卒業生なので、Vの「被害」の噂は、おそらくこの2名のどちらかが出処である(むしろVが誰かに言い、その「誰か」が広めない限り、噂になりえない)。

すると、同情を買うため等の理由で、友人・先輩に軽い気持ちで虚偽の被害相談→その内容が学校で噂になってしまう→先生や親の耳に入り、親が激怒→今更「嘘だ」といえなくなり、親に強く言われ警察に被害申告、というケースセオリーが成り立つと思った。

沖縄へ——C荘への協力要請

警察情報によれば、「Vは2日目以降も普通に振る舞っていた」ことは警察も知っており、その疑問を乗り越えて逮捕しているらしい(どう乗りこえたかまでは教えてくれなかった)。

突破口を開くには、捜査機関がまだ認識、注目していない事実や証拠が必要であった。先の面談でわかったが、捜査機関は、東京での証拠は集めていたが、沖縄では証拠収集をほとんどまったくしていなかった(現場とされるリビングの現場検証さえしていなかった)。そこで、捜査機関の持っていない証拠を集めるべく、動きやすい事務所の休日を利用して、飛行機で沖縄へ飛んだ。そして、VらとAを仲介した、C荘の代表と会った。

C荘代表に事情を説明し、C荘が持っているAやVが写っている写真をもらったが、めぼしいものはなかった。次にC荘の紹介で、Aの居住する地区の民家を取りまとめているDに会った。Dに、当時の写真や情報等、何でもいので提供してほしいとお願いし、快諾を得た。

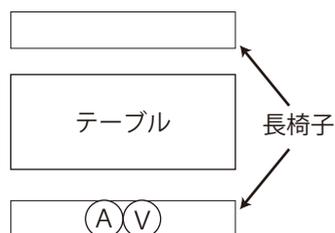
沖縄を去るとき、C荘代表にお礼を言うと、「これももし起訴されてニュースにでもなれば、沖縄の民泊事業そのものに大打撃です。どうかよろしくお願ひします」と言われた。沖縄勢の協力は大変ありがたかったが、不起訴にしなければ、という緊張感は一層強くなった。

写真の入手

東京に戻って数日後、Dから、「他の民家から、当

時の写真を集めました。何か写っているかもしれないので提供します」、とのことであった。写真は何百枚もあったが、一枚一枚チェックすると、1枚だけ、AとVが写っている写真が見つかった。それは、民泊2日目夜(被害があったとされる時刻から約14時間後)の写真であった。民泊2日目の夜は、各民家で過ごす生徒と民泊ホストが一同に会し、数百名単位でバーベキューをしたのだが、その時の写真である。多くの民家が同じバーベキュー会場にいたところ、ある民泊ホストが、自分たちの受け持つ生徒を撮った際、背後に、たまたまAとVが映っていたのである。その写真では、AとVが「密着」と言っていまいくらいくついで座っていた。AとVが座っているテーブルはAとVしか座っていなかったが、片側4人、計8人は座れる大きさなのに、そのテーブルに隣り合って座っていた(図表1参照)。しかも、並んで座りつつも、Vの上半身はAの方を向き、やや寄り添うように。その親密さは一見して明らかと感じた。さらにVの友人ら3人は離席している様子であり、「普通」を装う必要はない状況であった。Vの様子は、「普通を装う」というレベルを超えたものだったし(少なくとも写真を見て私はそう感じた)、被害を受けた14時間後の、被害者の加害者に対する距離感には見えなかった。

図表1 バーベキュー会場



バーベキュー時、Vは、広いテーブルに2人で、Aの隣に密着して座っていた。

Aの友人Eの供述

上記と並行して、別の証拠収集も行った。Bから、「Eなら何か聞いているかも」という情報提供があった。Eとは、Aのオンラインゲーム友達である。愛知県に住んでいるが、Aと頻りに連絡を取っているため、民泊の件も話しているかもしれないとのこと。

Eに話を聞いてみた。まず、AとEは、民泊2日目

にLINEをしていた。LINEを見ると、Aは、「昨日は高校生と5時までおしゃべりしてしまった」、「今夜は、高校生が早く寝たら一緒にゲームしたい。でも高校生たち夜が長い！」などと言っていた。つまり、「5時までおしゃべり」というAの弁解は、事件の翌日からさえ一貫していた。

さらに、AとEは、Vらが帰った2日後、オンラインゲームのボイスチャット機能で民泊について話したらしく、この時、AはEに、笑いながら次のように話したという。

一人だけ、やたらぐいぐい来る子がいたんよね。なんか距離も近いし。東京の子ってこんな感じなんかーと思った。初日夜も二人きりになったとき、くっついてくるんよ。まあ自宅だし家族もいるし、さすがに変な気はまったく起こらなかったけど、変な意味は抜きにして、若い子としゃべったのは久しぶりだったから楽しかった。

Aの現在の弁解と完全に一致している。このEの供述は、公判では伝聞証拠だが、捜査段階であれば、検事の公訴提起への決心をぐらつかせる材料になるかもしれないと思い、Eの供述書を作らせてもらった。

Vの2日目夜の不可解な行動

Aとは何回も接見し、何か有力な情報はないかと、2泊3日間のことを隔々まで細かく聞いていた。すると、不可解なVの行動が浮かび上がってきた。Vは、民泊2日目夜の夜、初日の被害を受けたとされる状況と、まったく同じ状況をみずから作っていたのである。

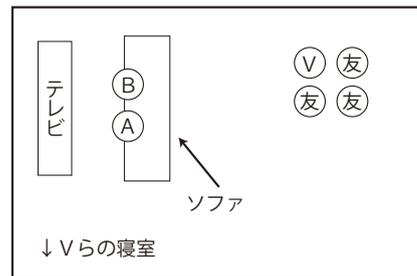
民泊2日目夜の夜、バーベキューから帰ったAは、犯行現場とされるリビングの二人用ソファに座ってテレビを見ていた。ソファにはBも座っていて、Vら4人は同じ部屋で各自過ごしていた。夜12時過ぎ、Bがソファを立って寝室に行ったのだが、すぐにVが、それまでBが座っていたソファの片方、つまりAの隣に座った。その後、V以外の生徒3人は1時頃までに順次寝室に行ったのだが、Vは、その3人を見送り、Aと二人きりになるまでソファに残った。そして、そこでウトウトし始めた。Aは、1時少し過ぎ頃、Vを軽く揺り起こし、「そろそろ寝たら」と促して、Vを寝室

に行かせた。

つまりVは、初日にリビングで二人きりになった際に被害を受けたとしながら、その次の日の夜、自分からAの隣に座り、Aと二人になるまでとどまる、という行動を取り、被害を受けた初日とまったく同じシチュエーションを作っていた。まるで二人きりになることを望んでいたかのような行動である。しかも被害事実が本当なら、そこでウトウトなど、再び被害を受けかねないような無防備な行動をするだろうか？被害を受けたなら、当然同じ状況は避けるはずではないのか。私は、Aの無実を確信した。

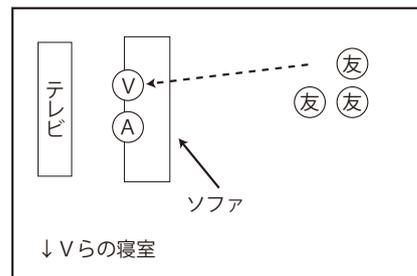
図表2 2日目夜のリビング

リビング(B就寝前)



AとBはソファでテレビを見ていた。
Bが就寝すると……。

リビング(B就寝後)



VはすぐAの隣へ移動。
そこで友人3名が寝室へ行くのを見送った。

不起訴意見書

約20日間の情報収集結果を踏まえ、不起訴意見書を作成した。主な内容は、Vの被害供述と矛盾するVのさまざまな行動、それを裏づける資料(AとVがくっついている写真、Bの供述書等)、および、Aの弁解を裏づける資料(Eの陳述書、EとAのLINE

履歴等)である。

不起訴意見書を持参し、検事と面談した。面談ではとくに、バーベキュー時の写真と、2日日夜のVの行動を強調した。Vが嘘をつく動機についても議論をし、先のケースセオリーを述べ、十分にありうるとの意見を述べた。2日日夜の行動について、検事は、「(Vの行動は)彼女の生育環境的にありうる」と言っていたが、歯切れは悪かった。

なお、この面談で検事が言っていたが、Vは、被害申告をしておきながら、処罰感情はあまりないらしかった。やはり引っ込みがつかなくなっているのではないかと想像した。

Aの釈放・不起訴処分

不起訴意見書を提出した翌日(勾留満期の前々日)、Aは釈放された。約2カ月後、不起訴処分になった。逮捕までされた事案で、否認のまま、示談をせ

ずに不起訴処分というのは、無罪判決を取ったぐらい嬉しく、また安堵もした。起訴されて半年の勾留を覚悟していたが、20日程度での釈放となったため、被疑者の生活にとっても本当に良かった。

おわりに

調べれば調べるほど周辺事実がわかり、Aの無実を確信していったが、肝心の被疑事実はAとVの供述しかなく、Vの供述を間接的にしか弾効できないため、本当に苦しい事件だった。検察官が私の意見書や証拠をどこまで評価したかまでは正直わからないが、結果的に不起訴となり、Aを早期に身柄拘束から救うことができ、本当によかったと思う。

ここには書ききれない細かな活動もあるが、分量が3倍ぐらいになってしまうので、割愛させていただいた。

